

科目「社会学」

以下の〔問1〕と〔問2〕に解答しなさい。それぞれ別の解答用紙を用いること。

〔問1〕 次の12の用語のうち、4つを選んで説明しなさい。選択した用語の番号を明記すること。

1. 鏡に映った自己
2. 社会的アイデンティティ
3. 通過儀礼
4. 観光のまなざし
5. 自己本位的自殺
6. 忌避関係
7. 社会関係資本 (social capital)
8. 第三者効果
9. インセスト・タブー
10. 概念の操作化
11. 集合的記憶
12. 儀礼的無関心 (civil inattention)

〔問2〕 次の8問から2問を選んで解答しなさい。選択した問題の番号を明記すること。

1. マスメディアの短期的影響と長期的影響を説明する理論を一つずつ取り上げ、解説しなさい。
2. 「感情労働」が生み出す社会的問題について、具体的な例を挙げながら説明しなさい。
3. 言語への人類学的アプローチについて論じなさい。
4. 現代社会におけるコミュニティの特徴について論じなさい。
5. 労働環境に関わる「個人化」が生み出す社会的問題について、日本社会の具体的な例を挙げながら説明しなさい。
6. 社会調査の方法として、実験とサーベイ調査はどのように異なるのか説明しなさい。
7. 宗教の「世俗化」と「再聖化」の議論に関して論じなさい。
8. 権力に関する主要な社会学理論について論じなさい。

科目「心理学」

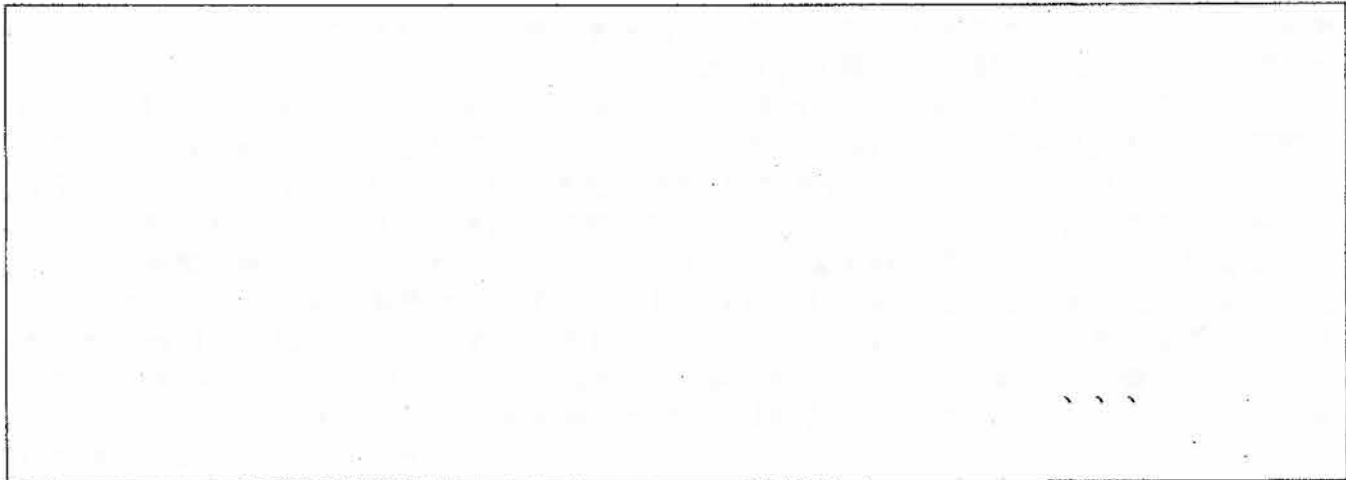
下記の7問から4問を選択して解答しなさい。

1. 感情が記憶に与える影響について論じなさい。
2. 人間にとって視覚と聴覚のどちらが優位であるかという議論があるが、人間はどのように両者の情報を使っているか述べなさい。
3. 2つの母平均の差に関する検定について述べなさい。
4. 放射量 (radiant quantities) と測光量 (luminous quantities) について説明した上で、知覚研究を実施する上で、これらの量を測定する意義について説明しなさい。
5. 行動対比 (behavioral contrast) とは、どのような現象かを説明し、応用分野での意義を述べなさい。
6. 心理学研究における生理心理学的アプローチの意義について述べなさい。
7. 幼児の「喃語」について解説し、それが言語発達にもつ意義について論じなさい。

科目「教育学」

※指示に従って以下の問いに答えなさい（問題Ⅰ、Ⅱの解答はそれぞれ別の解答用紙に記入すること。また問題Ⅲについては、選択した問題番号を必ず解答欄の冒頭に明記すること）。

問題Ⅰ 以下の枠内の文章について、あなたが大学院に入学して行おうとしている教育学の研究と関連させて論評しなさい（共通問題。受験者全員が解答すること）。



【出典】村井実編著『原典による教育学の歩み』講談社、1974年、p.17。

問題Ⅱ 以下の5問の中から1問を選択し、解答欄の冒頭に選択した問題番号を明記した上で、解答しなさい。

問1：18世紀後半に始まる近代教育には、ルソー、ペスタロッチ、フレーベルらに見られるように、「(内なる)自然」の展開という思想がある。20世紀初頭新教育運動期の教育心理学においても子どもの「自然な発達」は重要な概念だった。さて、新学習指導要領が依拠する「資質・能力を基盤とした教育」もこの流れにあるのだろうか。教育における「自然」について哲学的ないしは思想史的に考察しなさい。

問2：あなたが近代以前の日本の教育の歩みについて、学術的な論考を試みるとしたら、どのような視点を設定し、どのような動向に着眼するのか、その理由も含めて具体的に(具体的事例や先行研究を取り上げながら)論述しなさい。

問3：「教育について国際比較研究を行う場合、それぞれの国家の教育が成り立っている社会的・文化的文脈が異なるため、分析の精度が低下し、恣意的な比較考察に陥るおそれ大きい。したがって教育の国家間比較に学術的な意味はない。比較教育学はその対象を、同一国内の異なる地域間の比較に限定するべきである。」
以上の指摘に対する、あなたの見解を論述しなさい。

問4：あなたがいま関心を持つ教育に関する研究テーマを、広い意味での心理学(発達心理学・認知心理学・学習心理学・社会心理学・進化心理学のような心理学の諸分野のみならず、行動遺伝学、脳神経科学、比較認知科学など関連領域を含む)のどのような視点や理論や方法論でアプローチし、どのような結果や知見を得ることを期待しているか、論じなさい。

問5：学習の規定因としての動機づけの機能について、複数の心理学理論を用いて説明しなさい。

科目「小論文」

2問とも答えてください。

I (参考)にある新旧教育基本法の学校教育、教員に関する条文を比較検討しながら、あなたの学校教師論を展開してください。

II 現職教員であるあなたが大学院に入学して研究しようとしている課題は、それを教職大学院で研究する場合と慶應義塾大学大学院社会学研究科のような学術大学院で研究する場合とでは、期待できる研究成果に違いがあるのでしょうか。あなたの研究課題と関連させて、論じてください。

(参考)

教育基本法(昭和二十二年法律第二十五号)

第六条(学校教育)

法律に定める学校は、公の性質をもつものであつて、国又は地方公共団体の外、法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

② 法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者であつて、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならない。このためには、教員の身分は、尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない。

教育基本法(平成十八年法律第百二十号)

(学校教育)

第六条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであつて、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(教員)

第九条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。